

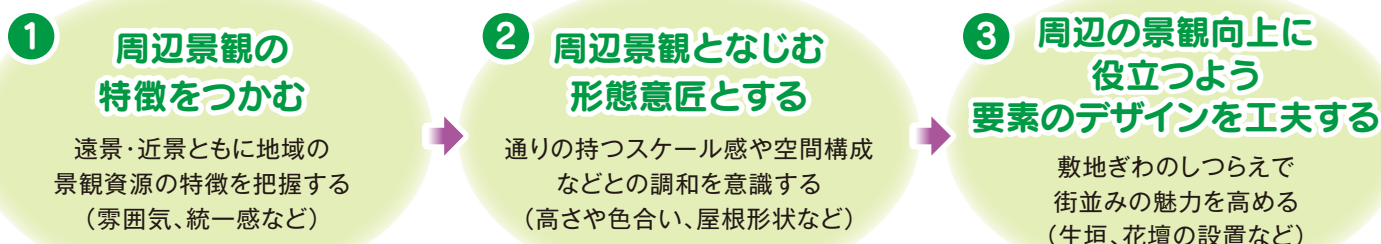
良好な景観づくりに向けて

景観計画の理念

『**健やかに 笑顔あふれる美しいまち 藤枝**』をめざして
～自然と調和し、暮らしと心を豊かに育む景観づくり～

藤枝市では良好な景観を形成していくため、平成29年4月1日から景観計画と景観条例を施行します。
これにより、建築物や工作物の建築にあたっては、景観計画に適合するよう努めていただくことになります。
また、一定規模以上の建築物等の建築については、届出が必要となります。

良好な景観形成のために（景観計画への適合に向けた考え方）



届出が必要となるもの

下記に当てはまる場合は、行為の着手等の30日前までに届出が必要となります。

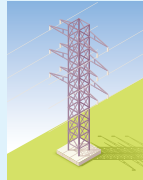
建築物

高さ15m又は延べ床面積1,000㎡を超えるものの建築・改築・増築・移転、外観の1/2以上の修繕、模様替え、色の変更



工作物

高さ15mを超える工作物の建築・改築・増築・移転、外観の1/2以上の修繕、模様替え、色の変更



太陽光発電

太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるものの設置



開発行為

都市計画区域内1,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の開発行為



土地開墾等

面積1,000㎡以上かつ土量2,000㎡以上等の土地開墾、土石の採取、鉱物の採取、その他土地の形質変更

静岡県土採取等規制条例第2条に規定する土の採取



景観形成基準（届出対象となる建築物等への基準）

届出対象となる建築物等については、以下の基準に適合するよう努めてください。

- ・周辺のまちなみの中で、突出した印象を与えない高さとするよう努める。
- ・外観の基調色は、周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努める。
- ・道路に面する部分は、中高木の植栽や花壇の設置などにより、効果的な緑化を図る。など

※詳細は、市ホームページに掲載の『藤枝市景観計画』を参照してください。



色彩基準(マンセル値)

外壁等の基調色の色彩基準は、以下のとおりです。

色 相	明 度	彩 度
全ての色相	制限なし	6以下
無彩色	制限なし	制限なし

マンセル表色系について

一つの色を正確かつ客観的に表示するための尺度。
一つの色を「色相」「明度」「彩度」の3つの組み合わせで表現する。

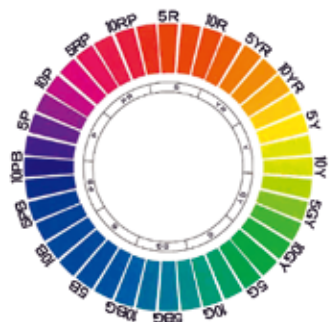
【色相】: 10種類の基本色(赤(R)～赤紫(RP))による
度合いを0～10の数値で表す。

【明度】: 明るさの度合いを0～10で表す。
数値が小さいほど暗い色となる。

【彩度】: 鮮やかさの度合いを0～14程度の数値で表す。
数値が小さいほど淡い色となる。
白や黒などは彩度0(無彩色)となる。

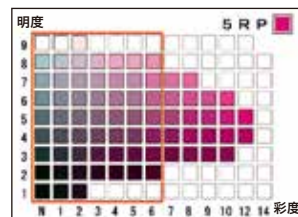
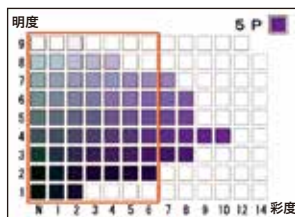
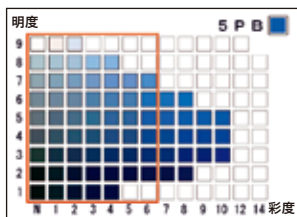
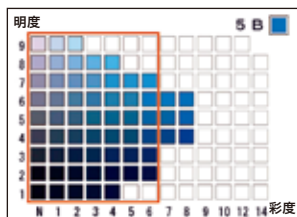
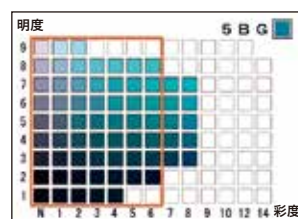
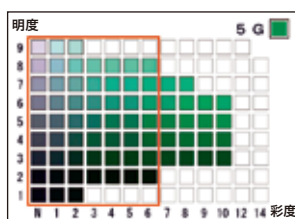
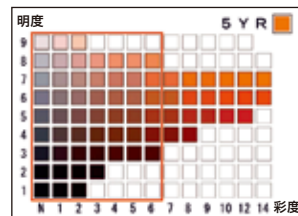
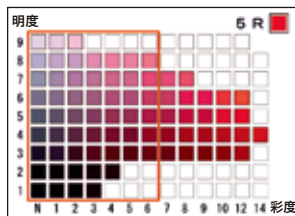
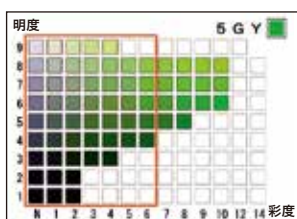
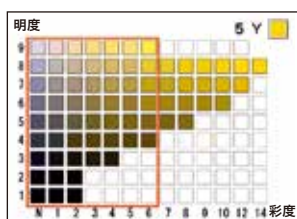
表示例: 5R 6.5/3.0(色相 明度/彩度)

【色相環】



【明度と彩度】

※赤枠の中が
基準範囲内



屋外広告物について

屋外広告物については、静岡県屋外広告物条例に基づく許可が必要となります。

さらに魅力的な景観を創出するために

良好な景観形成は、市民、事業者、行政の協働による継続的な取組が重要です。今後、日常の中の小さな活動を含め、協働による取組が市内全域に広がっていくよう、『景観形成重点地区※1』や『景観重要建造物・景観重要樹木※2』の指定、『景観協定※3』の締結の手伝いなど、様々な取組を進めていきます。

なお、一定規模以上の建築物等について、景観形成基準を設け、届出をお願いしていますが、届出に該当しない建築物等においても、景観形成基準に適合するよう努めてください。

一人ひとりが景観に配慮することで、周辺の景観が向上し、魅力ある地域が形成されていくことになります。

※1…本市を代表するような景観資源のある地区等について、より詳細な基準を定め、更なる魅力向上を目指していく地区

※2…デザインや地域の歴史、文化などの特性からみて、保全の必要があると認められる建築物や樹木

※3…町内会や商店街、隣接する数件の家など、関係する土地所有者全員の合意により結ばれる自主的な景観形成に関するルール



藤枝市都市建設部都市政策課都市景観担当

tel 054-643-3373

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号

E-mail toshiseisaku@city.fujieda.lg.jp